

# 第88号 (令和6年5月1日)



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部  
部長 岡村 幸健

▶ 日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 日本年金機構公式X (旧Twitter) アカウント (@Nenkin\_Kikou)



## かけはし

### はじめに

皆様こんにちは！5月号の「かけはし」をお届けします。

さて、本号では、特別徴収事務に関する内容や日・イタリア社会保障協定について掲載しています。

また、障害年金講座では、診断書交付時のお願いについてお伝えしています。

ぜひ日々の業務にお役立てください。

引き続き、市区町村の皆様との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

### 目次

■ はじめに	.....	p.1
■ 機構からの連絡	.....	p.2
・ 各種取組事業のスケジュールについて		
・ 特別徴収事務ご担当者様へ		
・ 公的年金等における所得税・個人住民税の定額減税についてお知らせします		
・ 令和6年4月1日に日・イタリア社会保障協定が発効されました		
・ 国民年金保険料のご案内を民間委託しています		
・ 年金生活者支援給付金の支給金額（改定）通知書および振込通知書に関する相談チャットの開設について		
・ 【日本年金機構ホームページ】外国人の方向けに「やさしい日本語」による記事を新設しました		
■ 障害年金講座	.....	p.14
■ 地域の独自情報	.....	p.18
■ 編集後記	.....	p.18

## 機構からの連絡

### 各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和6年4月から令和6年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### 【記号の区分】

■ (定例) …毎年定例の実施分 ● (単発) …今回限りの単発実施分 ▲ (新規) …新規の実施分

### 令和6年 4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付（4月定時分）
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付  
→ 詳細は、「かけはし」第87号をご確認ください。

### 令和6年 6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付
- (単発) 公的年金等から源泉徴収すべき所得税額がある年金受給者に対する定額減税の実施（令和6年6月支払分から令和7年1月支払分までの公的年金等に係る源泉所得税額が対象）

介護保険料・国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひご覧くださいませようお願い申し上げます。

**公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項**

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

その中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

特別徴収事務をご担当される皆様に、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換等における留意事項をご紹介しますので、ご留意くださるようお願いいたします。

**★特別徴収依頼通知処理（年次）において、適正に特別徴収ができなかった事例★**

<p><b>事例 1</b></p>	<p>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。</p>
<p><b>事例 2</b></p>	<p>特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信した当年の特別徴収対象者通知（コード00-01）ではなく、前年の特別徴収対象者通知に基づいて特別徴収依頼通知を作成してしまった。</p>
<p><b>事例 3</b></p>	<p>当年に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。</p>
<p><b>事例 4</b></p>	<p>特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。</p>
<p><b>事例 5</b></p>	<p>特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。</p>
<p><b>事例 6</b></p>	<p>75歳未満で、後期高齢者医療保険料の特別徴収を依頼する場合は、後期移管コード欄に「1」を設定すべきところ、設定を漏らしてしまった。</p>

お示した事例等により、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

## ！ご注意ください «「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点»！

資格喪失等通知は、下記の事由ごとに作成いただく必要がありますが、資格喪失等通知について、誤って死亡として通知（コード41-01）してしまったという内容の問い合わせが相次いで発生しています。資格喪失等通知（死亡）を通知すると、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は十分ご注意ください。

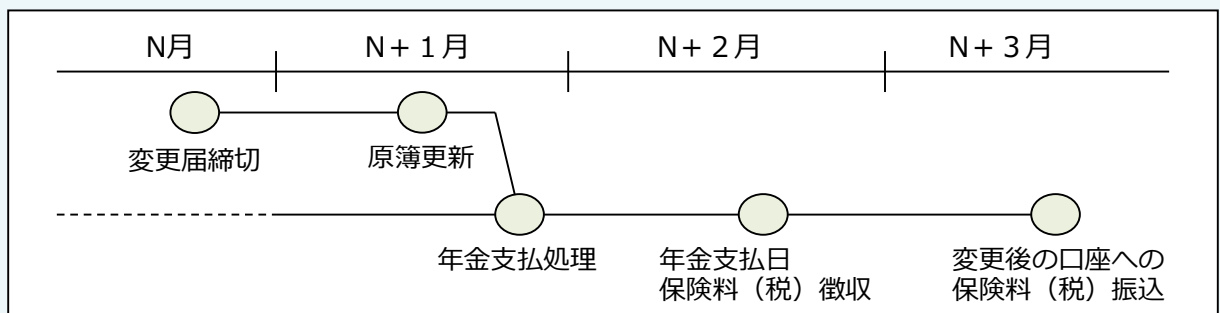
上記のような誤りを防止するため、市区町村において定められている手順に従い、正確に資格喪失等通知を作成いただくとともに、特に資格喪失等通知（死亡）においては、対象者及び事由に誤りが無いことを十分にご確認いただくようお願いいたします。

41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

### 「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）の振込先金融機関に変更がある場合（金融機関の統廃合等も含む）には、振込先金融機関変更届の提出が必要です。なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者〇〇 △△）を使用する場合には、人事異動等による口座名義変更の都度提出が必要となりますが、提出漏れや提出時の不備により処理が間に合わずに振込不能となる恐れがあるため、**効率化の観点からも、個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。**

※「振込先金融機関変更届」が機構に到着してから、概ね3か月後に、変更後の口座への振込が開始されます。



届書様式及び詳細は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) のトップページから「年金Q&A」→「年金の受給」→「各年金給付に関連する共通の情報」→「年金からの介護保険料などの徴収」をクリックして、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

#### 【市区町村様からのお問合せ先】

日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ (03-5344-1100 (代表))

#### 【年金受給権者様からのお問合せ先】

お近くの年金事務所または、ねんきんダイヤル (0570-05-1165)

また、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) に特別徴収に関するQ&Aを掲載しています。年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。

トップページ⇒上部メニュー「年金Q&A」⇒「年金の受給」⇒「各年金給付に関連する共通の情報」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」

# 公的年金等における所得税・個人住民税の定額減税についてお知らせします (事業企画部・年金給付部・特定事業部)

## 1. 定額減税の概要

令和6年3月30日に所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が公布され、令和6年4月1日より施行されました。これにより、公的年金等に係る所得税及び個人住民税の定額減税が実施されます。

### (1) 所得税の定額減税

○令和6年分の年間所得が1,805万円以下である国内居住者を対象に、令和6年分の所得税額（復興特別所得税を含む）から特別控除の額を控除します。

特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・ 本人分 3万円
- ・ 国内居住している同一生計配偶者及び扶養親族 1人につき3万円

○特別控除は令和6年6月1日以後最初に支払を受ける公的年金等において実施されます。1回で控除しきれない場合は、以後令和6年中に支払われる当該公的年金等から順次控除されます。

### (2) 個人住民税の定額減税

○令和5年分の年間所得が1,805万円以下である国内居住者を対象に、令和6年度分の個人住民税額について所得割の額から特別控除の額を控除します。

特別控除の額は次の金額の合計額となります。

- ・ 本人分 1万円
- ・ 国内居住している控除対象配偶者及び扶養親族 1人につき1万円

○公的年金等に係る個人住民税の特別控除は、令和6年10月1日以後最初に支払を受ける公的年金等において実施されます。1回で控除しきれない場合は、以後令和6年度中に支払われる当該公的年金等から順次控除されます。

## 2. 年金における所得税・個人住民税の定額減税処理

### (1) 所得税の定額減税

○公的年金の控除対象者は、以下の条件をすべて満たす者です。

- ・ 新法、旧法、及び統合共済（三共済、農林共済）の老齢年金受給者
- ・ 令和6年6月支払から令和7年1月支払に所得税の源泉徴収がある者
- ・ 国内居住者

○令和6年6月1日以後最初に支払う年金に係る源泉徴収所得税額から特別控除の額を控除します。控除しきれない金額については、以後令和6年中に支払う年金に係る源泉徴収所得税額から順次控除します。控除する額は3万円（扶養親族等申告書に以下の者の記載がある場合は1名につき3万円を加算した額）となります。

- ・ 国内居住者である源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が48万円以下である者
- ・ 国内居住者である控除対象扶養親族
- ・ 国内居住者である扶養親族で16歳未満の者

### (2) 個人住民税の定額減税における機構の事務処理

○個人住民税については、令和6年10月支払から令和7年2月支払までに、定額減税後の税額で特別徴収を行います。定額減税の対象者及び減税額については各市区町村で決定し、日本年金機構は市区町村から受領した特別徴収依頼情報をもとに特別徴収を行います。



### 3. 各種通知書について

#### (1) 統合通知書・年金振込通知書

○令和6年5月随時支払以降の年金振込通知書及び6月に送付する統合通知書等に、定額減税の説明文を追記します。

○年金振込通知書及び統合通知書等には、所得税・個人住民税いずれも定額減税後の税額が記載され、減税額は記載されません。

**年金振込通知書** (振込予定日) 令和6年6月14日

以下の金額を、ご指定の預貯金口座に振り込みます。  
振り込みは、令和 年 月から令和 年 月までの各偶数月に行います。「振込予定日」は、裏面をご覧ください。

年金の制度・種類	年金			振込先 ※1
基礎年金番号	年金コード	受給権者氏名		

各支払期の支払額、年金から特別徴収(控除)する額および控除後振込額 ※2

	令和 令和 各期支払額	年 年 月 月の	令和 年 月の	令和 年 月の	参考：前回支払額 (令和 年 月の 支払額)
年金支払額		円		円	
介護保険料額 ※3		円		円	
所得税額および 復興特別所得税額 ※4		円		円	円
個人住民税額 ※3		円		円	円
控除後振込額		円		円	円

※1 支店には、支店のほか支所、営業所、出張所等が含まれます(ゆうちょ銀行を除く)。  
 ※2 令和7年4月までの記載がない方は、支払額の変更が予定されている方です。  
 ※3 8月以降の介護保険料額等の決定額は、6月と同じ額を仮に記載しています。決定額は、市区町村から送付される通知書をご確認ください。裏面もご覧ください。  
 ※4 令和6年6月からの所得税額は、定額減税後の税額を記載しています。詳細は裏面をご覧ください。

印影

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

所得税・個人住民税いずれも定額減税後の税額を記載。

#### (2) 源泉徴収票、準確定申告用源泉徴収票

○定額減税の対象となる者に係る源泉徴収票(令和7年1月発送分)、準確定申告用源泉徴収票(令和6年7月発送分以降)の摘要欄に以下の事項を記載します。

- 「源泉徴収時所得税減税控除済額」  
年金受給者にかかる定額減税額のうち、年金支払い時に控除した額
- 「控除外額(控除していない額)」  
年金受給者にかかる定額減税額のうち、年金支払い時に控除しきれなかった額

**令和6年分 公的年金等の源泉徴収票**

支払を受ける者 住所又は 居所 (フリガナ)	生年月日	年金の種類
氏名		
区分	支払金額	源泉徴収税額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円
本人 特別障害者 その他の障害者 ひとり親 寡婦	源泉控除対象配偶者の有無等 一般 老人	控除対象扶養親族の数 特定 老人 その他
		16歳未満の扶養親族の数
		障害者の数 特別 その他
		非居住者である親族の数
		社会保険料の額
源泉控除対象配偶者 (フリガナ) 氏名	区分	(摘要) <b>【社会保険料の内訳】</b> 介護保険料額 XXXXXXX円 国民健康保険料(税)額 XXXXXXX円 後期高齢者医療保険料額 XXXXXXX円 <b>【定額減税】</b> 源泉徴収時所得税減税控除済額 40,000円 控除外額(控除していない額) 20,000円
控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	
16歳未満の扶養親族 (フリガナ) 氏名	区分	
氏名	区分	

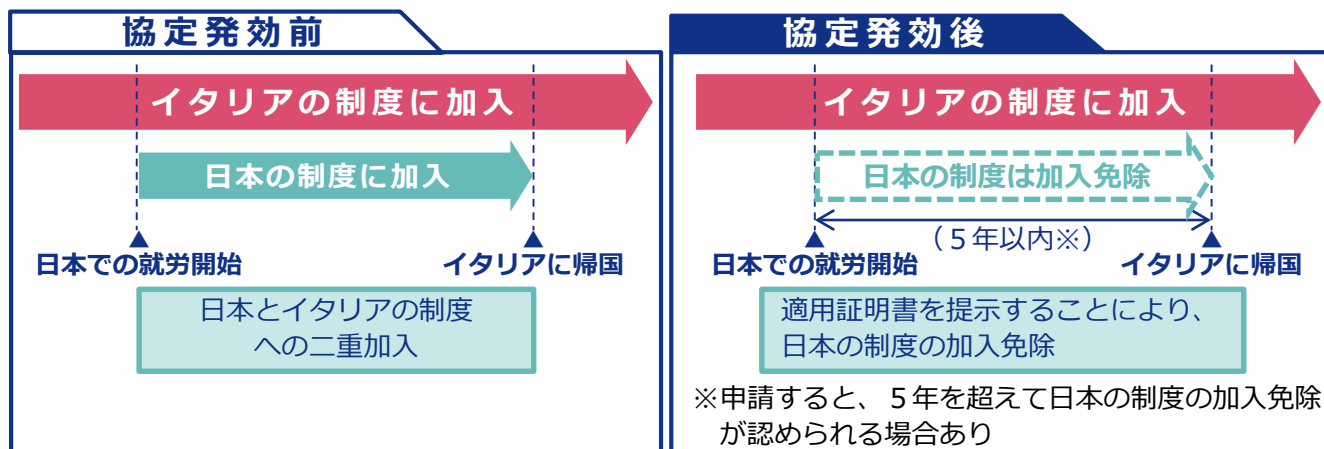
支払者 法人番号 6000012070001  
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号  
官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長

印 10mm

### <イタリア協定の概要>

令和6年4月1日に「社会保障に関する日本国とイタリア共和国との間の協定」（以下「イタリア協定」という。）が発効されました。

イタリア協定では「二重加入の防止」及び「年金請求書等の代理受理」が規定されています。対象となる社会保障制度は「年金」および「雇用保険」になります。



### <日本で就労している自営業者等に関する手続き>

イタリアの自営業者等が一時的（5年以内）に日本で就労する場合、引き続きイタリアの社会保障制度のみに加入することになります。日本の年金制度への加入が免除されるためには、イタリアで交付された「適用証明書」が必要となります。

#### ■ 協定発効前から日本で就労している方

協定発効日から5年以内に自営活動等を終了する予定であれば、協定発効日から自営活動等を終了するまで、日本の制度への加入が免除されます。

イタリアにおいて「適用証明書」の交付を受けたうえで、年金事務所や市区町村で「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（資格喪失）を提出していただくことになります。

（その際、資格喪失日は「令和6年4月1日（協定発効日）」、備考欄には「社会保障協定による喪失」と記入してください。）

### <医療保険制度等について>

イタリア協定については「年金」および「雇用保険」が対象となることから、それ以外の国民健康保険、介護保険等の社会保障制度に関してはそれぞれの法令に基づき従来通り適用されます。

詳細は日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご確認いただきますよう、お願いいたします。

## 国民年金保険料のご案内を民間委託しています

(国民年金部)

### 国民年金保険料収納業務の民間委託（市場化テスト）について

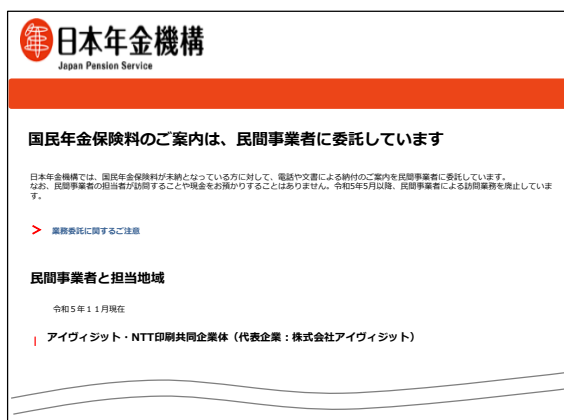
日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する「電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きの案内、その他口座振替等の案内」について、民間委託を実施しています。

民間事業者では、お客様の状況に応じて電話や文書による督促を行っています。

民間事業者と担当地区は次のとおりです。

民間事業者	担当地区
<b>アイヴィジット・NTT印刷共同企業体</b>  【お問い合わせ先】 ・ 電話番号 0570-550-987 0570-783-284 0570-021-781 (IP電話からは 03-3941-3162) ・ 受付時間 9時00分～21時00分（土曜・日曜・祝日可） ※年未年始は除く。	北海道 青森県 岩手県 秋田県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県 長野県 千葉県 富山県 石川県 愛知県
<b>(株)バックスグループ</b>  【お問い合わせ先】 ・ 電話番号 0800-8087000 0800-6000600 ・ 受付時間 9時00分～21時00分（土曜・日曜・祝日可） ※盆・年未年始は除く。	埼玉県 東京都 山梨県 神奈川県 静岡県 岐阜県 三重県 福井県 滋賀県 京都府 兵庫県 大阪府 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

- 民間事業者及び実施事業の詳細については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。





# 年金生活者支援給付金の支給金額(改定)通知書および振込通知書に関する相談チャットの開設について (年金給付部)

例年、6月上旬に年金生活者支援給付金の支給金額(改定)通知書、振込通知書をお送りしています。(5月分以降の支払いがない方には5月上旬にお送りしています。)

これに併せて、令和6年5月7日に年金生活者支援給付金の支給金額(改定)通知書および振込通知書に関する相談チャットを追加します。

次頁では、相談チャットで対応している質問内容の一覧を紹介しています。

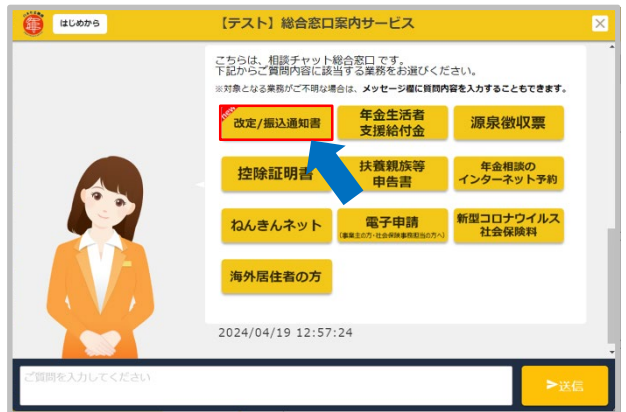
相談チャットは、24時間いつでも対応していますので、ぜひお客様へご案内ください。

## 相談チャットの画面イメージ

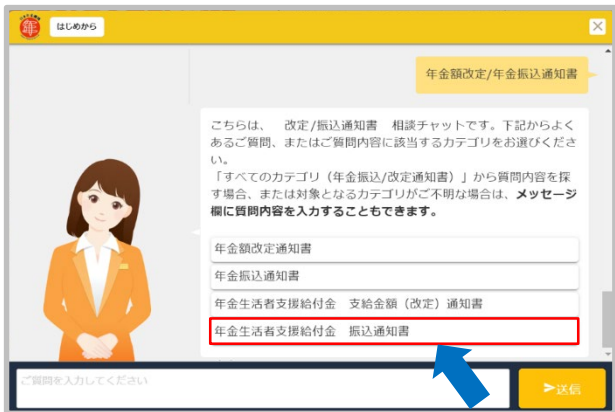
① 【日本年金機構ホームページトップ画面】



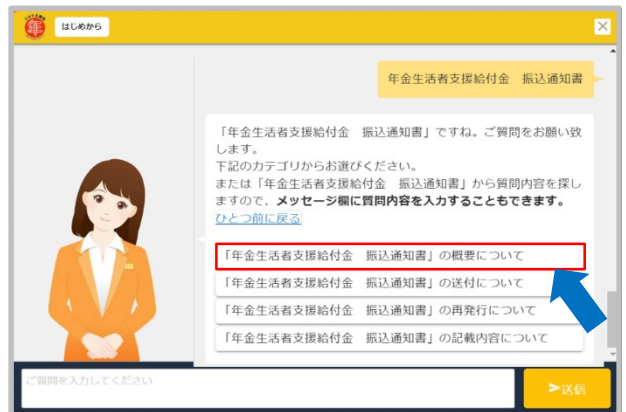
② 【相談チャット総合画面】



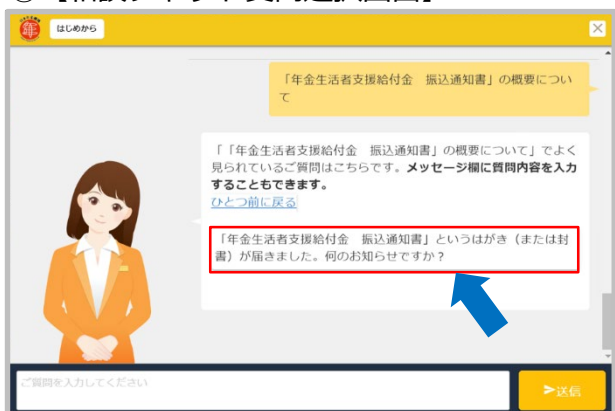
③ 【相談チャットカテゴリ選択画面】



④ 【相談チャットカテゴリ選択画面】



⑤ 【相談チャット質問選択画面】



⑥ 【相談チャット回答画面】



## 【相談チャット カテゴリ別質問一覧】

### 年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書

#### 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」の概要について

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」が届きました。何のお知らせですか？

#### 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」の送付について

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」が届きません。なぜですか？

#### 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」の再発行について

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」をなくしました。再発行できますか？

#### 「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」の記載内容について

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」に記載されている言葉の意味を知りたい。

年金生活者支援給付金の支給金額が前年度と比べて「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」に記載されている割合で増額された金額となっていないのはなぜですか？

「年金生活者支援給付金 支給金額（改定）通知書」に印刷されている「音声コード」とは何ですか？

#### 年金生活者支援給付金の金額の改定について

年金生活者支援給付金の金額はどのようなルールで改定されますか？

いつの支払から年金生活者支援給付金の支給金額は改定されますか？

### 年金生活者支援給付金 振込通知書

#### 「年金生活者支援給付金 振込通知書」の概要について

「年金生活者支援給付金 振込通知書」というはがき（または封書）が届きました。何のお知らせですか？

#### 「年金生活者支援給付金 振込通知書」の送付について

「年金生活者支援給付金 振込通知書」は、年金生活者支援給付金の支払月ごとに必ず送付されますか？

6月以外で「年金生活者支援給付金 振込通知書」が届きました。なぜですか？

「年金生活者支援給付金 振込通知書」の内容を早く確認したい。

「年金生活者支援給付金 振込通知書」が届きません。なぜですか？

※「年金生活者支援給付金 振込通知書」の質問内容の一覧は次頁に続きます。

## 【相談チャット カテゴリ別質問一覧】

### 「年金生活者支援給付金 振込通知書」の再発行について

「年金生活者支援給付金 振込通知書」をなくしました。再発行できますか。

### 「年金生活者支援給付金 振込通知書」の記載内容について

年金生活者支援給付金 振込通知書」に記載されている言葉の意味を知りたい。

各月分の年金生活者支援給付金の振込日はいつですか？

「年金生活者支援給付金 振込通知書」に記載されている金額は必ず受け取ることができますか？

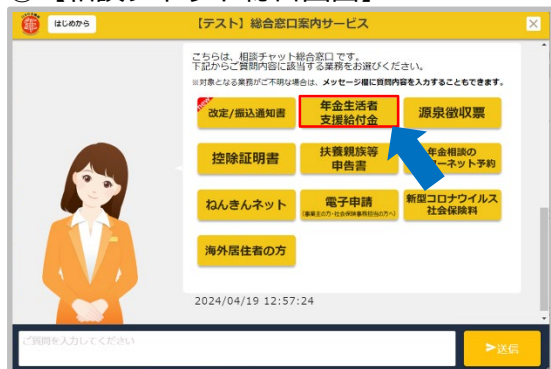
「年金生活者支援給付金 振込通知書」に印刷されている「音声コード」とはなんですか？

## 「年金生活者支援給付金」 相談チャットのご案内

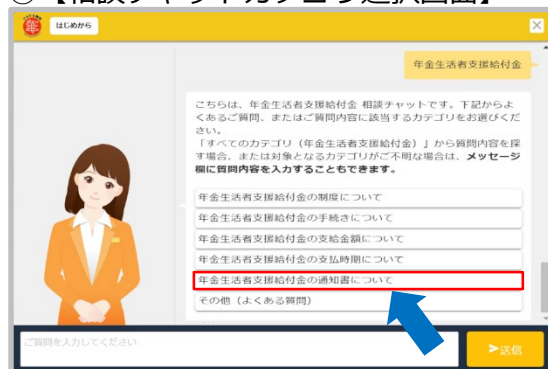
「かけはし」第86号でもお知らせしたとおり、令和5年12月8日に「年金生活者支援給付金」に関する相談チャットを追加しました。今回追加した年金生活者支援給付金の支給金額（改定）通知書と振込通知書の相談チャットとあわせて、ぜひお客様へご案内ください。

なお、下記画面イメージのとおり、年金生活者支援給付金のカテゴリからも支給金額（改定）通知書と振込通知書の相談チャットをご利用いただけます。

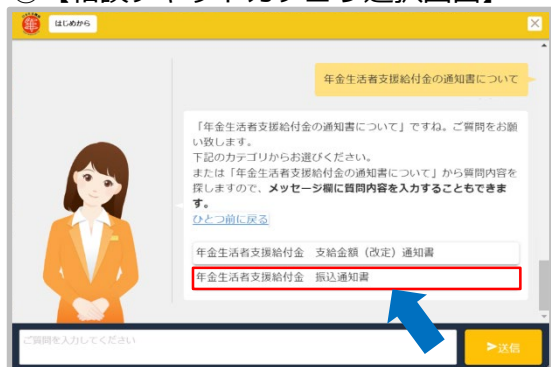
### ①【相談チャット総合画面】



### ②【相談チャットカテゴリ選択画面】



### ③【相談チャットカテゴリ選択画面】



### ④【相談チャット質問選択画面】



## 【日本年金機構ホームページ】外国人の方向けに「やさしい日本語」による記事を新設しました (経営企画部広報室)

日本年金機構ホームページでは、「日本にお住まいの外国人の皆さま」にもより利用しやすいホームページとなるよう、令和6年3月26日に「やさしい日本語」による年金制度の説明記事を新設しました。

### 「やさしい日本語」による記事の新設



日本年金機構ホームページではこれまで、外国人の方向けの情報提供のため「外国人のみなさま／International」ページを設け、多言語（14カ国語）によるリーフレットやパンフレット、英語を用いた制度説明記事などを掲載してきました。

一方、外国人技能実習制度などで来日する外国人の方の中には、簡単な言葉や文法を用いた日本語の文章は理解できるが、英語は話せない、読めないという方もいます。この度、こうした方々に年金制度の周知を図るため、「やさしい日本語」による年金制度の説明記事を新設しました。

🔍  Search

<a href="#">HOME</a>	<a href="#">Japanese Social Insurance Systems</a>	<a href="#">Pamphlets in Various Languages</a>	<a href="#">International Social Security Agreement</a>	<a href="#">About Japan Pension Service</a>
----------------------	---	--	---	---

[Top page](#) > [外国人のみなさま／International](#) > [日本（にほん）の社会保険（しゃかいほけん）／Japanese Social Insurance Systems](#) > [公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは／Overview of the Public Pension System](#) > [公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは](#)

## 公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは

Page ID : 100-226-104-285    Last updated date : 3 26 2024    

ねんきん とし 年金とは、とし びょうき やけが が しょうがい のこ 年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、いっか はたら て な 一家の働き手が亡くなったときなど、こま せいかつ はたら ひと 困ったときの生活を、働いている人み  
んなで支える仕組みです。  
くに ねんきん 国の年金は2つあります。20歳から59歳の人が入る [国民年金（こくみんねんきん）](#) と、会社などで働く人が入る [厚生年金保険（こうせいねんきんほけん）](#) です。  
ねんきん とし 年金は年をとったときのためだけのものではありません。わか ぜん いち しょうがいねんきん いぞくねんきん 若くても万が一のときは障害年金や遺族年金をもらうことができます。  
とし はたら ひと わか ひと せいかつ きさき たいせつ ししく 年をとったときだけでなく、働いている人や若い人の生活も支える、大切な仕組みです。

日本年金機構ホームページ「公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは」

「やさしい日本語」は、難しい言葉をやさしい言葉に置き換える等することで、日本語が得意でない外国人の方でもわかりやすいように配慮した日本語のことです。

新設した記事では漢字にルビを振り、年金に関する専門用語や難しい言葉をやさしい言葉に置き換えることで、日本語が得意でない外国人の方にもわかりやすい記事を目指しました。

## 記事へのアクセス方法




①日本年金機構ホームページ上部のリンク「外国人のみなさま／International」をクリック。

### [PC版]

ページ最上部の右側にリンクが表示されています。

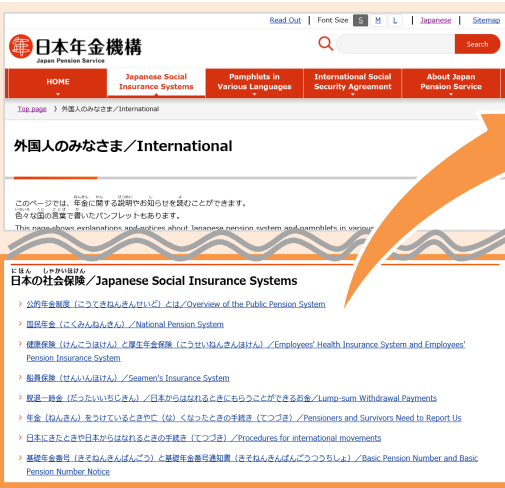


### [スマートフォン版]

右上のメニューを押すとリンクが表示されます。



②見出し「日本の社会保険／Japanese Social Insurance Systems」にあるリンクをクリック。



にほん しゃかいほけん  
日本の社会保険／Japanese Social Insurance Systems  
[公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは／Overview of the Public Pension System](#)

### [やさしい日本語に対応した記事] **New!!**

以下の5つのテーマに対応しています。

- 公的年金制度とは
- 基礎年金番号と基礎年金番号通知書
- 国民年金
- 健康保険と厚生年金保険
- 脱退一時金

③対応した記事のリンクをクリックすると言語の選択画面が表示される。「やさしい日本語」による説明記事のリンクをクリック。



> [Overview of the Public Pension System](#)  
Explained in English.

> [公的年金制度（こうてきねんきんせいど）とは](#)  
にほんご せつめい  
わかりやすい日本語で説明したページです。

市区町村職員の皆さまにも、外国人の方への年金に関するご案内の際などに活用いただけますと幸いです。

日本年金機構ではこれからも、高齢の方や障害のある方、外国人の方などを含むすべての方がわかりやすく利用しやすいホームページを目指してまいります。



# 障害年金講座

第39回!

障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

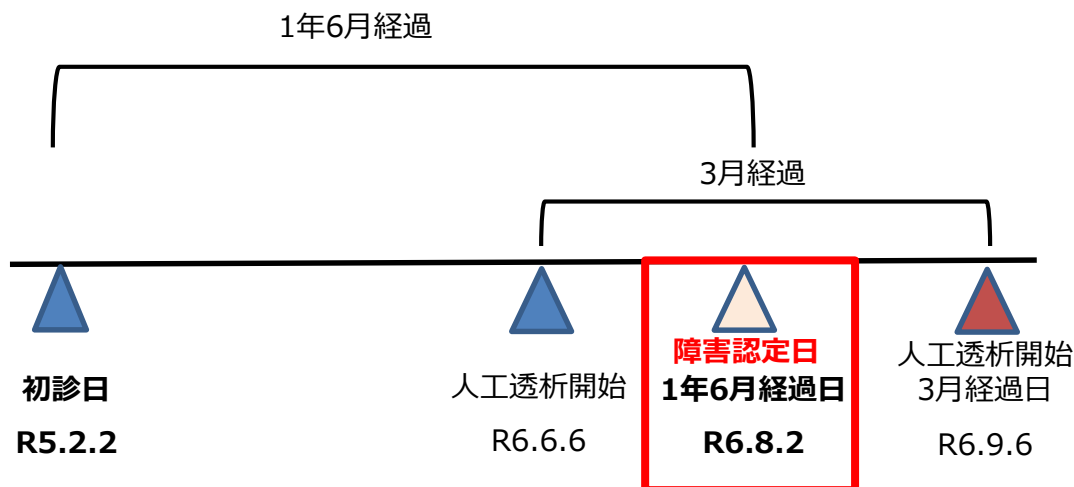
「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



## ～ちょっと気になる 障害認定日はいつ?～

初診日から1年6月経過日が人工透析開始3月経過日より早い場合は、初診日から1年6月経過した日が障害認定日となります。



さて、今回のテーマは、**診断書交付時のお願い その③** です。

## 診断書交付時のお願い

- 「診断書の記載漏れ防止」の観点より、診断書交付時に記入上の注意について可能な限り説明をお願いします。
- 診断書にあります記入上の注意は、切り離さないまま診断書作成医に渡していただくよう説明をお願いします。
- 今回は「腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用」の「診断書」と「記入上の注意」（表裏両面）をセットにしたものを掲載しました。両面印刷し、診断書と一緒に病院に持参できるように診断書交付時にご活用ください。（他の診断書も随時掲載していく予定です。）





以下の診断書の太文字の欄は、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

⑧欄

診断書作成医療機関における初診時所見 初診年月日（昭和・平成・令和 年 月 日）

⑪欄

一般状態区分表（平成・令和 年 月 日）

※ア～オから該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。

⑫～⑮欄

腎疾患・肝疾患・糖尿病・その他の代謝疾患欄

本人の障害の程度及び状態に無関係な欄を除いてすべて記入してください。

（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）

※障害に関係する検査が実施されていない場合は該当欄に「未実施」又は「未測定」など、わかりやすく記入してください。

⑯欄

現症時の日常生活活動能力及び労働能力（必ず記入してください。）

⑰欄

予後（必ず記入してください。）

※ 診断書作成医等の欄も、記入漏れがないよう記入していただくこととなっています。

上記のとおり、診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称

診療担当科名

所 在 地

医師氏名

この日付は診断書の作成年月日となります。⑪欄の日付及び⑯欄～⑮欄現症年月日以降の日付で作成してください。

## 地域の独自情報

## 編集後記

先日、新潟に日帰りで旅行に行きました。せっかくならお寿司が食べたい！と思い、口コミや自分の予算と比較しながらお店を選んで美味しいお寿司をいただきました。新潟でお寿司を食べたことに達成感を味わっていたのですが、街歩きをしているとバスセンターのカレーが有名なことを知りました。胃の容量があればカレーも食べたのに…と後ろ髪を引かれながら新潟を後にしたので、次に行くときは必ず食べようと思います。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。今後も、どうぞよろしくお願いいたします。